

後期高齢者医療制度

新しい 保険証を 送ります

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使える新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で送ります。

うぐいす色から
びわ色になります➡

交付年月日 令和 元年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 2年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市京町四丁目3番28号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	X割
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
↑山折り(表面)↑	
氏名	コウイキ タロウ 広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	X割
有効期限	令和 2年 7月31日

保険料の改正について

平成31年4月から次のとおり改正されました。

- 保険料の所得が低い人への均等割軽減の軽減率が一部変わりました。
 - 元被扶養者の人への均等割軽減(5割軽減)が、制度加入後2年以内となりました。
- ※所得割分については、引き続きかかりません。
- 均等割の軽減範囲が一部拡充となりました。

詳しい案内は、7月中旬に保険料額決定通知に同封して郵送するチラシをご覧ください。

問保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

〈みんなで支えあう介護保険〉

介護サービス利用者負担の軽減制度を紹介します

介護保険は40歳以上の人々が納める保険料と国・県・市の公費を財源として運営し、介護を必要とするときに介護サービス費用に充てることで本人とその家族を支えています。

認定証および確認証の有効期限は毎年7月31日です。継続を希望する場合は更新申請が必要です。

食費・居住費には収入に応じて負担限度額があります

次の①～③を全て満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②配偶者が住民税非課税
- ③預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

対象となるサービス

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の入所、ショートステイの居住費・食費

申請方法

印鑑、本人および配偶者の預貯金などが確認できる書類を持って問へ

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす人

- ①世帯全員が住民税(市県民税)非課税
- ②年金も含めた全ての年間収入の合計額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下
- ③預貯金の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下
- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ⑤利用料を負担する能力がある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

対象となるサービス

- ・特別養護老人ホームの介護費、食費、居住費
- ・ショートステイの介護費、食費、滞在費
- ・ホームヘルプの介護費
- ・デイサービス(一般型・認知症対応型)の介護費、食費
- ・小規模多機能型居宅介護サービスの介護費、食費、滞在費

軽減割合

介護費、食費、居住費、滞在費、いずれも25%軽減

利用方法

印鑑、世帯員全員の収入と預貯金を確認できる書類、健康保険証(本人)を持って問へ

問高齢福祉課(保健センター) ☎71・2356 ☎72・1481